

業務仕様書（案）

1 業務名

令和7年度 「全国棚田行脚！キャンペーン」の広報及び運営に関する総合企画の実施業務

2 業務の目的

棚田地域は、地形的な条件不利性等の厳しい状況にあるにもかかわらず、良質な棚田米のブランド化により付加価値を高めた農産物や加工品販売を促進する取組、棚田オーナー制度等の都市農村交流の取組等を通じ、地域外の活力も導入しながら棚田保全とそれを核とした地域振興により多様な効果が生み出されている。

さらに棚田地域では農産物の供給のみならず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承などの多面的機能が発揮されている。

一方で、棚田地域は地形的に生産条件が悪いことから、棚田の維持には多大なコストを要するのが実情であり、人口減少や高齢化によって担い手不足が進み、全国各地で棚田が荒廃の危機に直面している現状がある。このような現状を受け、農業のみに着目した棚田の維持には限界があることを踏まえ、棚田を核とした地域振興を通じ、棚田を将来に継承していくことが重要である。

このため、農林水産省では、令和7年度に「全国棚田行脚！キャンペーン」と称して、全国の棚田地域をめぐるデジタルスタンプラリーを実施し、全国における棚田地域の振興を図ることとしている。

本業務は、「全国棚田行脚！キャンペーン」の実施に当たり、広報・宣伝活動・運営を総合的に企画・実施するとともに、全国の棚田地域を対象としたデジタルスタンプラリーを作成、保守・運用するものである。

3 業務内容

「全国棚田行脚！キャンペーン」の広報及び運営に関する総合企画について、以下の業務を農林水産省担当職員と協議の上、行うこと。

また、業務遂行に当たっては、別紙1「農林水産省の広報に関するガイドライン」の規定を遵守すること。

(1) 「全国棚田行脚！キャンペーン」の広報・宣伝活動・事務局運営

「全国棚田行脚！キャンペーン」の実施に当たり、事務局として広報・宣伝活動・運営を行う。具体的には、本キャンペーンに係るチラシの作成や、農林水産省担当職員からの指示に基づきアプリからお知らせ等を発出するほか、記念品交換の受付、記念品の発送、問合せ対応等を行う。なお、記念品の受付・発送については、一覧表に発送先や送付物について記録し、業務完了時に提出するものとする。

① 「全国棚田行脚キャンペーン」に係るチラシの作成

本キャンペーンに係るチラシを作成する。仕様は以下のとおり。

- ・チラシは A4 版（縦）の片面とし、2 種類のデザインを作成する。
- ・チラシに記載する内容は、キャンペーン期間、キャンペーン内容等を想定しているが、詳細は提案の上、農林水産省担当職員と協議して決定するものとする。

(2) 全国の棚田地域を対象としたデジタルスタンプラリーの作成・保守・運用等

スマートフォン（Android 及び iOS）に対応しているデジタルスタンプラリーアプリケーション（以下「アプリ」という。）の作成、保守・運用等を行う。アプリ作成等に係る要件については、別紙 2 のとおりとする。別紙 2 以外のアプリの仕様について提案を行い、農林水産省担当職員と協議の上、決定するものとする。

なお、デジタルスタンプラリーとして既存アプリケーションが活用できる場合にも提案を行い、農林水産省担当職員と協議の上、活用するものとし、その際の要件としては、別紙 2 に準じるものを基本とする。

別紙 3「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき作業を行うこと。

(3) 記念品の作成・調達

デジタルスタンプラリーに係る記念品については別添 1 を参考に作成・調達するものとするが、具体の仕様等については以下に示すほか、農林水産省担当職員と協議の上、決定するものとする。なお、棚田遺産ピンバッジについては、既存のものを活用するものとする。

① つなぐ棚田遺産シールの製作

別添 2 のデザインを基に製作する。

- ・数量：500 個
- ・カラー：フルカラー
- ・その他仕様：提案の上、農林水産省担当職員と協議して決定するものとする

② Tシャツの製作

1) デザインイメージ

- ・農林水産省公認の棚田人であることが分かりやすいデザインとする。
- ・つなぐ棚田遺産ロゴマーク（別添 2）を活用しつつ、「つなぐ棚田遺産」や棚田について、それらの魅力が伝わり、前向きかつ品位のある印象を与えるものとする。

2) 形状

- ・サイズ：受注者が用意するサイズのサンプルより協議を行い決定

- ・カラー：フルカラー
- ・生地：受注者が用意する生地サンプルより協議を行い決定

3) 数量

- ・Tシャツのデザイン案（2案）
- ・Tシャツ 50着

③ 棚田米及び日本酒の調達

別添1の数量に基づき、棚田米及び日本酒を調達する。なお、棚田米や日本酒の産地や実際に調達する品物については、農林水産省担当職員と協議の上、決定するものとする。

(4) 農林水産大臣とのランチ会の運営・諸調整

「全国棚田行脚！キャンペーン」の記念品である農林水産大臣とのランチ会について、ランチ会の実施に向けた調整及び運営を行う。具体的には、農林水産省担当職員と協議の上、ランチ会の開催に向けて、開催日や、開催場所（省内を想定）、当日のメニュー等の諸調整を行うほか、当日のプログラム案の企画、参加者への連絡等を行う。また、ランチ会当日には司会進行を行うとともに、随時、写真を撮影することにより当日の様子を記録する。なお、ランチ代は、参加者負担とする。

(5) 農林水産省担当職員等との打合せ

業務の遂行に当たり、受注者は①～②の各段階において、農林水産省担当職員と十分に相談の上で実施するものとし、これに加えて必要に応じて適宜農林水産省担当職員等と打合せを行うこととする。

- ① 業務開始段階
- ② 製作物のデザイン案作成後
- ③ アプリの試作品製作後
- ④ キャンペーン開始前
- ⑤ キャンペーン終了後
- ⑥ 上記以外で必要な場合

打合せ場所は農林水産省内の会議室を想定しているが、オンラインも可能とする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度その内容について農林水産省担当職員と相互に確認するものとする。

4 業務体制

(1) 請負者は、コンテンツ制作及び広告配信に必要な知識と技能を有していること。

- (2) 請負者は、本業務の進捗状況の報告を担当部署の求めに応じ行うこと。
- (3) 本業務に関する基準言語は、日本語とする。

5 実施期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）までとする。

6 成果品

(1) 業務報告書

電磁的記録媒体（CD-R 又は DVD-R）：2部（業務報告書（A4版50頁程度）、概要版（A4版8頁程度））

- ・業務報告書、業務で得られた元データを納入すること。
- ・業務報告書については、PDF形式に加え、処理加工が可能な形式（word等）のファイルも納入すること。
- ・作成したアプリケーション、チラシ（2種類）、記念品の作成に使用した各種データ等を電磁的記録媒体（CD-R 又は DVD-R）に格納して2部納品すること。
- ・電磁的記録媒体については、ウイルス対策を実施した上で納品するものとし、CD-ROM等にはウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を印字又は記載したラベルを貼り付けること。なお、ウイルス対策ソフトは、信頼性が高く、かつ、最新のデータに更新したものを使用しなければならない。

(2) 記念品

- ・作成、調達した記念品は、キャンペーン実施後の残数分を納品すること。
- ・3（3）に示す一覧表を作成の上、提出すること。

7 納入場所

農林水産省農村振興局地域振興課（本館5F ドア NO.523）

Tel 03-6744-2081（直通）

8 その他

(1) 著作権等

- ① 受注者は、本業務によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入成果品の引渡し時に農林水産省担当職員に無償で譲渡するものとし、農林水産省担当職員の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- ② 受注者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

- ③ 受注者は、農林水産省担当職員が納入成果品を活用する場合及び農林水産省担当職員が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、農林水産省担当職員は受注者と協議してその利用の取り決めをするものとする。
- ④ 本契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら農林水産省担当職員の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

この場合、農林水産省担当職員に係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(2) 個人情報等の取扱

- ① 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する情報をいう。以下同じ）の取扱及び管理について、関係法令の趣旨に従うこと。また、本業務の実施に当たり知り得た情報を外部に漏らし、又は盗用しないこと。
- ② 個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし漏洩防止のための合理的かつ必要な方策を講じること。
- ③ 成果物とともに次の内容を記載した確約書を提出すること。
 - ア 調査票情報の捏造・変造を行っていないこと。
 - イ 知り得た情報の内部における流用を行っていないこと。
 - ウ 実査実務において自ら行う業務の宣伝等を行っていないこと。
 - エ 調査関係書類、納品物件以外に作業過程で作成した帳票及び電子媒体類に保存されている情報について、復元不可能な方法により、消去又は破棄を行ったこと。

(3) 秘密の保持

- ① 受注者は、本業務の遂行時に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ② 受注者は、業務における成果物（途中成果物も含む。）については、業務においてのみ使用することとし、これらの不要な蓄積及び他の利用は禁止される。

(4) 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

① 環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）等）を遵守するものとする。

② 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙4の様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

なお、環境負荷低減のクロスコンプライアンスに係る詳細については、以下のHPを参照すること。

(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>)

(5) 定めなき事項

本業務の実施に当たり疑義が生じた場合、業務の目的を達成するために仕様書に定めていない事項で必要な作業が生じた場合又は業務の内容を変更する必要性が生じた場合は、受注者と農林水産省担当職員が協議を行うものとする。

記念品一覧

業務仕様書3（3）に示す記念品について、以下のとおりとする。

1 記念品

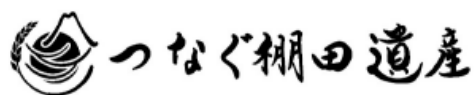
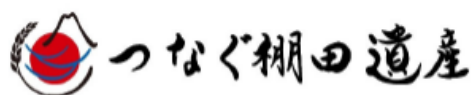
累計獲得スタンプ数	品目	数量
2	・つなぐ棚田遺産シール	500
7	・つなぐ棚田遺産ピンバッジ	200
	・棚田米 1kg	50
15	・農林水産省公認棚田人Tシャツ	50
	・棚田米を使用した日本酒 4合瓶	50
30	・農林水産大臣とランチ会出席権利 (参加者負担有り)	25

※各記念品については数量が無くなり次第、受付を終了するものとする。

※上記は記念品総数であり、本業務における調達数とは異なることがある。

(別添 2)

(参考 1) つなぐ棚田遺産ロゴマーク



(参考 2) ピンバッチデザイン



農林水産省の広報に関するガイドライン

平成 27 年 10 月 1 日制定

平成 28 年 12 月 9 日改正

令和 2 年 1 月 10 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

1 目的

このガイドラインは、農林水産省が、広報物等の企画、制作又は発信のために外部に委託する事業又は発注する業務（以下「広報事業等」という。）において、受託者又は受注者（以下「受託者等」という。）が遵守する事項を規定することにより、広報の円滑な実施に資することを目的とする。

2 対象

このガイドラインの対象となる広報物等は、各種媒体への広告、看板、垂れ幕、Web サイト、ソーシャルメディア、動画、広報誌・情報誌、ポスター、パンフレット・リーフレット、ちらし、その他広報を目的として企画、制作又は発信するものとする。

3 受託者等が遵守する事項

広報事業等の受託者等は、以下の各事項を遵守すること。

（1）著作権等の取扱いに関する事項

著作権等の取扱いについては、以下のとおりとする。ただし、下記イからエについては、写真等（動画については引用映像も含む。）の使用が見込まれる印刷物又は動画（以下「印刷物等」という。）について適用するものとし、当該印刷物等について、第三者が権利を有する写真等の素材が使われることが想定される場合の使用期間並びに当該印刷物等のインターネット配信等を行う場合の利用期間及び利用手段については、広報事業等の仕様書において、別に定めるところによるものとする。

ア 受託者等は、広報事業等によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、納入成果品の引渡し時に農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

イ 受託者等は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して、費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

ウ 受託者等は、農林水産省が第三者が権利を有する著作物を含む納入成果品を活用する場合及び農林水産省が認めた場合において第三者に二次利用させ

るときは、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、農林水産省は受託者等と協議してその利用の取決めをするものとする。

エ 広報事業等に係る契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら農林水産省の責めに帰すときを除き、受託者等は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、農林水産省は、係る紛争等の事実を知ったときは、受託者等に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者等に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(2) 表現内容等に関する事項

受託者等は、広報物等において、

- ① 法令に抵触する行為を容認していると受け取られるような表現内容
- ② 法令に抵触する事業活動や宣伝等を行っている事業者又はその事業者が販売する商品やサービスを好意的に紹介するような表現内容
- ③ 農林水産省の施策の推進に反するような表現内容
- ④ 著名人※を起用する場合、当該著名人又はその者が属する組織による不適切な発言や発信

がないか、出稿前に確認を行うこと。その際、別表1の1の右欄に掲げる事項については特に注意すること。

※ 「著名人」とは、芸能人、タレント、有名人、学者、インフルエンサー等、その呼称を問わず、発信力の高さを理由に起用する者のこと。

(3) 海外向けに作成する広報物等に関する事項

受託者等は、海外向けに企画、制作又は発信される広報物等については、別表1の2の右欄に掲げる事項について特に注意すること。また、外国語の広報物等を作成する際の日本語からの翻訳については、誤訳を防止するため、必要に応じネイティブによるチェックを行うなど適切に対応すること。

(4) ロゴ等に関する事項

受託者等は、広報事業等において、広報物等にロゴ等を用いる場合、別表1の3の右欄に掲げる事項を遵守するとともに、作成した当該広報物等について、当該広報事業等を担当する農林水産省職員の確認を受けること。

(5) 農林水産省 Web サイトへの掲載に関する事項

農林水産省 Web サイト内に、広報事業等において作成したコンテンツを掲載する場合については、以下のとおりとする。

ア 受託者等は、広報事業等に係る契約後に別途提供する各種マニュアルの記載事項を遵守するとともに、別表1の4の右欄に掲げる事項については特に注

意すること。

イ 受託者等は、コンテンツ作成の作業開始前に、当該広報事業等を担当する農林水産省職員及び別表 2 に掲げる農林水産省の各機関における Web サイト管理者（ウェブマスター）と、作成するコンテンツの仕様について協議を行うとともに、コンテンツ・マネジメント・システムへの適否を判断できるテストページ（数ページ）を作成し、同管理者によるテストページの承認を得てから、コンテンツの作成作業を開始すること。

4 その他

3 の各事項について疑義のある場合は、受託者等は、当該広報事業等を担当する農林水産省職員の指示に従うこと。

別表 1

項目	特に注意が必要な事項
1 表現内容に関する事項（ガイドライン本文3の（2）関連）	「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号）第9条第2項に基づく耳標を着けていない牛の写真やイラストの掲載
2 海外向けに作成する広報物等に関する事項（ガイドライン本文3の（3）関連）	(1) 広報物等に日本地図を掲載する場合における北方領土、竹島、尖閣諸島を含む我が国の領土の正しい記載 (2) インターネット上の地図情報提供サービスを利用する場合等においては「日本海」（Sea of Japan 又は Japan Sea）の呼称の使用 (3) 広報物等における国名及び国旗の記載に当たっては、外務省 Web サイトの情報（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html）を参考にすること。
3 ロゴ等に関する事項（ガイドライン本文3の（4）関連）	(1) 広報物等において農林水産省ロゴを用いる場合には、農林水産省が別途提供する「VISUAL IDENTITY GUIDELINES」及び「VISUAL IDENTITY GUIDELINES DIGITAL 版」の規定を遵守すること。 (2) 我が国から海外に向けた発信の機会となる見本市、展示会等における広報物等に使用するロゴについて、その政策目的に応じた「ジャパンマーク」を積極的に使用すること。
4 農林水産省 Web サイトへの掲載に関する事項（ガイドライン本文3の（5）関連）	(1) 制作するコンテンツについては、高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格（JIS X8341-3）に準拠したものとする。 (2) コンテンツの HTML 化に際しては、専門知識のない職員でも編集が可能となるよう、提供するテンプレート（XHTML1.0+CSS2.0）のデザインに従うこと。また、提供するテンプレートがフルスタイル（XHTML1.0+CSS2.0）にて実現されていることから、テーブルタグを利用したデザインをできるだけ避け、フルスタイルの環境で行うこと。 (3) スマートフォンやタブレットでの閲覧者に配慮した画面構成とすること。 (4) コンテンツを掲載する前に、XHTML、CSS 及びアクセシビリティの各チェックを行うこと。なお、実施に当たっては、下記のチェックツールを用いること。 ア XHTML 検証 https://validator.w3.org/ イ CSS 検証 https://jigsaw.w3.org/css-validator/

	ウ アクセシビリティ検証 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_fre/michecker.html
--	---

別表 2

	Web サイト	URL
本省等	農林水産省本省	https://www.maff.go.jp/
	林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/
	水産庁	https://www.jfa.maff.go.jp/
	農林水産技術会議事務局	https://www.affrc.maff.go.jp/
地方農政局等	北海道農政事務所	https://www.maff.go.jp/hokkaido/
	東北農政局	https://www.maff.go.jp/tohoku/
	関東農政局	https://www.maff.go.jp/kanto/
	北陸農政局	https://www.maff.go.jp/hokuriku/
	東海農政局	https://www.maff.go.jp/tokai/
	近畿農政局	https://www.maff.go.jp/kinki/
	中国四国農政局	https://www.maff.go.jp/chushi/
	九州農政局	https://www.maff.go.jp/kyusyu/
森林管理局	北海道森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/
	東北森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/
	関東森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/
	中部森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/
	近畿中国森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/
	四国森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/
	九州森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/
漁業調整事務所	北海道漁業調整事務所	https://www.jfa.maff.go.jp/hokkaido/
	仙台漁業調整事務所	https://www.jfa.maff.go.jp/sendai/
	新潟漁業調整事務所	https://www.jfa.maff.go.jp/niigata/
	境港漁業調整事務所	https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/
	瀬戸内海漁業調整事務所	https://www.jfa.maff.go.jp/setouti/
	九州漁業調整事務所	https://www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/
その他	農林水産政策研究所	https://www.maff.go.jp/primaff/
	動物医薬品検査所	https://www.maff.go.jp/nval/
	動物検疫所	https://www.maff.go.jp/aqs/
	植物防疫所	https://www.maff.go.jp/pps/

棚田行脚スタンプアプリ要件

1 機能要件（アプリの基本機能）

（1）機能一覧

① ユーザー管理機能

- ・アプリのダウンロード後、利用者が必要事項（氏名、メールアドレス等）を登録することで利用可能とする。
- ・利用登録時にはプライバシーポリシーへの同意を必須とする。
- ・パスワードを忘れた場合のリセット機能を設ける。
- ・アカウント登録後、マイページから登録情報の編集が可能とする。

② 位置情報処理機能

- ・スマートフォンの GPS 機能を活用し、利用者が棚田地域に訪問したことを自動で検知する機能を実装する。
- ・位置情報の精度は 50m 以内とし、棚田地域の中心からの距離で判定を行う。
- ・位置情報の取得については、利用者の許可を取得した上で実施する。
- ・バッテリー消費を抑えるため、アプリがバックグラウンドにある場合は位置情報の取得頻度を下げる等の最適化を行う。

③ スタンプ獲得・管理機能

- ・スタンプ獲得地点として、「つなぐ棚田遺産」及び「棚田百選」認定地域は必ず含むとともに、都道府県ごとに偏りがでないよう可能な限り数多くの棚田地域を含むものとする。
- ・各棚田地域の位置情報、名称、写真、簡単な説明文をマスターデータとして管理する。
- ・スタンプ獲得は棚田地域 1 箇所につき、1 回までとする。
- ・利用者がスタンプ獲得対象地点に到達すると、自動的にスタンプ獲得の通知を表示する。
- ・獲得したスタンプは、地域ごと、獲得日時などで一覧表示・検索できる機能を設ける。
- ・獲得したスタンプ数や棚田アンバサダーの認定状況をマイページで確認できるようにする。

④ マップ表示機能

- ・全国の棚田地域の位置をマップ上に表示する機能を実装する。
- ・マップには未訪問の棚田地域と訪問済みの棚田地域を視覚的に区別して表示する。
- ・マップ上から各棚田地域の詳細情報（名称、写真、説明文等）を閲覧可能とする。
- ・地域名や都道府県名での検索機能を設ける。

- ・現在地から近い棚田地域を表示する機能を設ける。

⑤ 棚田アンバサダー認定機能

- ・集めたスタンプ数に応じて、「初級棚田アンバサダー」（2 箇所以上）、「中級棚田アンバサダー」（7 箇所以上）、「上級棚田アンバサダー」（15 箇所以上）、「特級棚田アンバサダー」（30 箇所以上）のデジタル認定証が発行される機能を設ける。
- ・認定証は PDF 形式で発行し、端末内に保存またはメール送信できるようにする。
- ・認定証にはユーザー名、認定日、認定レベル、訪問した棚田数等を記載する。
- ・認定証のデザインは監督職員と協議の上、決定する。

⑥ 記念品交換機能

- ・集めたスタンプ数に応じて記念品と交換できる仕組みとする（上限数有り）。
- ・記念品交換受付フォームを設け、必要情報（配送先住所等）を入力できるようにする。
- ・記念品交換の履歴を管理し、重複申請ができないようにする。
- ・記念品の在庫状況をリアルタイムで管理し、在庫切れの場合はその旨を表示する。

⑦ 情報発信機能

- ・キャンペーンに関するお知らせを表示する機能を設ける。
- ・各棚田地域のイベント情報等を表示する機能を設ける。
- ・プッシュ通知を利用して、重要なお知らせを利用者に通知できるようにする。

⑧ オフライン対応

- ・一時的にネットワーク接続がない環境でも、既已取得したスタンプ情報や棚田情報を閲覧できるようにする。
- ・オフライン時に訪問した棚田地域の情報は端末内に一時保存し、オンライン復帰時にサーバーに送信する仕組みとする。

⑨ 管理機能

- ・キャンペーン運営者向けに管理画面を提供し、以下の機能を実装する。
 - a) ユーザー管理（登録状況、スタンプ獲得状況等の確認）
 - b) お知らせ管理（お知らせの登録・編集・削除）
 - c) 棚田地域情報管理（情報の登録・編集・削除）
 - d) 記念品交換管理（申請状況の確認、発送ステータスの更新）
 - e) 統計情報（ユーザー数、スタンプ獲得数、地域別訪問者数等）

⑩ その他の要件

- ・「全国棚田行脚！キャンペーン」の期間は令和7年10月1日（水）～令和7年12月31日（水）とする。このため、上記期間に合わせてアプリをリリースするものとする。
- ・上記に定める以外のアプリの仕様（搭載する機能等）については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

（2）主要画面

- ・ マイページ
- ・ スタンプ一覧画面
- ・ 棚田マップ
- ・ 記念証表示画面
- ・ 記念品交換フォーム
- ・ 管理者画面（Web）

2 非機能要件

本キャンペーンにおけるデジタルスタンプラリーアプリの利用者数は、全国の棚田地域訪問者を対象として、最大10,000人程度を想定する。また、キャンペーン期間中の1日あたりの最大同時アクセス数は500人程度、ピーク時の1時間あたりのスタンプ獲得処理件数は300件程度を想定している。

（1）システム要件

① 対応環境

- ・ アプリはAndroid 8.0以上、iOS 14.0以上の環境で動作すること。
- ・ 主要な端末（iPhone、Galaxy、Pixel等の主要機種）での動作を保証すること。
- ・ 各種画面サイズ（スマートフォン、タブレット）に対応したレスポンシブデザインとすること。

② 開発・実装要件

- ・ アプリはネイティブアプリケーション（iOS: Swift、Android: Kotlin等）またはクロスプラットフォームフレームワーク（Flutter、React Native等）を用いて開発すること。
- ・ バックエンドシステムはクラウドサービス（AWS、Azure、GCP等）上に構築し、APIによるフロントエンドとの連携を行うこと。
- ・ バックエンドシステムはサーバーレスアーキテクチャを基本とし、自動スケーリングが可能な構成とすること。
- ・ データベースはNoSQLまたはRDBMSを用い、データの整合性とパフォーマンスを両立した設計とすること。

- ・位置情報の判定ロジックは、GPS の精度を考慮した実装とし、誤検知を最小限に抑える工夫を行うこと。
- ・アプリとバックエンドシステム間の通信は REST API または GraphQL 等の標準的な方式を採用し、HTTPS 通信により暗号化すること。

③ 公開要件

- ・アプリを Google Play および Apple App Store で公開する場合、公開に伴う申請作業、および審査対応も本業務で実施すること。
- ・アプリストアアカウントは農林水産省が用意したものを使用するが、アプリの公開に必要な登録作業やバイナリの生成等は受託者が実施すること。
- ・App Store 審査等のスケジュールを考慮し、キャンペーン開始の 2 週間前までにはリリース準備を完了させること。

④ 可用性要件

- ・システム全体の可用性は 99.5%以上を確保すること。
- ・計画的なメンテナンス時間を除き、24 時間 365 日の稼働を前提とした設計とすること。
- ・障害発生時に備えて、データベースのバックアップを日次で取得し、1 週間分保持すること。
- ・クラウドサービスのリージョンは日本国内を選択すること。

⑤ パフォーマンス要件

- ・スタンプ獲得処理のレスポンスタイムは 3 秒以内を目標とすること。
- ・マップ表示等の画面表示は 5 秒以内を目標とすること。
- ・ピーク時（同時 300 リクエスト/分）においても安定した動作を保証する設計とすること。

(2) テスト要件

① テスト計画

- ・アプリのリリース前に、以下のテストを実施すること。
 - a) 単体テスト：各機能モジュールの動作確認
 - b) 結合テスト：複数機能の連携動作確認
 - c) 性能テスト：負荷状況下での動作確認
 - d) セキュリティテスト：脆弱性診断等
 - e) ユーザビリティテスト：実際のユーザーによる操作性確認
- ・テスト計画書を作成し、農林水産省の承認を得ること。
- ・テスト結果を報告書としてまとめ、農林水産省に提出すること。

② テスト環境

- ・テスト用の環境（開発環境、検証環境）を用意し、本番環境とは分離すること。
- ・テストデータは実データを匿名化したものを使用するか、擬似データを作成して使用すること。
- ・テスト環境のセキュリティにも配慮し、不正アクセス等を防止する対策を講じること。

③ テスト実施

- ・多様な端末・OS 組み合わせでのテストを行うこと。
- ・位置情報機能については、実際のフィールドでの動作確認を行うこと。
- ・バックエンドシステムについては、負荷テストを実施し、想定される最大アクセス数でも問題なく動作することを確認すること。
- ・テスト結果は証跡を保存し、問題発生時の原因究明に活用できるようにすること。

(3) 運用・保守要件

① 運用・保守体制

- ・運用・保守期間は、デジタルスタンプラリーアプリのリリース時点からキャンペーン終了後1ヶ月間（令和8年1月31日まで）とする。
- ・運用・保守体制として、以下の役割を含む体制を確保すること。
 - a) 運用責任者：1名（運用全般の管理・対外窓口）
 - b) 技術担当者：1名以上（障害対応、システム監視等）
 - c) サポート担当者：1名以上（ユーザーサポート対応）
- ・運用・保守の実施状況を月次で報告すること。報告内容には、稼働状況、障害発生状況、ユーザー数の推移、スタンプ獲得状況等を含むこと。

② 監視・障害対応

- ・システムの稼働状況を24時間365日監視し、異常を検知した場合は速やかに対応すること。
- ・アプリ利用中に発生した障害については、発見から24時間以内に一次対応を行うこと。
- ・重大な障害（アプリが起動しない、スタンプ獲得ができないなど主要機能が使用できない状態）については、発見から4時間以内に対応策を講じること。
- ・障害対応の結果については、対応内容、原因、再発防止策を含む報告書を作成し、提出すること。
- ・障害の種類と影響度に応じたエスカレーションルールを定め、農林水産省と合意すること。

③ ユーザーサポート

- ・キャンペーン期間中は、ユーザーからの問い合わせに対応するためのサポート窓口（メールアドレス）を設置し、受け付けた問い合わせに対して 2 営業日以内に回答すること。
- ・よくある質問（FAQ）をまとめ、必要に応じて更新すること。
- ・問い合わせ内容と回答を記録し、定期的に分析して改善につなげること。
- ・問い合わせ対応のために必要な体制（平日 9:00-17:00）を確保すること。

④ アプリケーション保守

- ・キャンペーン期間中に発生したバグ修正や軽微な機能改善については、本業務の範囲内で対応すること。
- ・OS のバージョンアップに伴う対応が必要な場合は、検証を行い、必要に応じてアプリのバージョンアップを行うこと。
- ・セキュリティ上の脆弱性が発見された場合は、速やかに対策を講じること。
- ・アプリのバージョンアップを行う場合は、事前に農林水産省の承認を得ること。
- ・バージョンアップのリリース頻度は月 1 回程度を目安とする。

⑤ データ管理

- ・バックエンドシステム内のデータについて、1 日 1 回以上のバックアップを取得すること。
- ・バックアップデータは、最低でも直近 7 日分を保持すること。
- ・キャンペーン終了後のデータ移行またはデータ消去計画を立案し、農林水産省の承認を得た上で実施すること。
- ・個人情報を含むデータの取扱いについては、特に慎重を期し、不要なデータの収集は行わないこと。

⑥ 運用・保守ドキュメント

- ・運用・保守マニュアルを作成し、運用開始前に農林水産省の承認を得ること。
- ・運用・保守マニュアルには、以下の内容を含めること。
 - a) システム構成図
 - b) 運用体制と連絡先
 - c) 定常作業の手順
 - d) 障害発生時の対応手順
 - e) バックアップ・リストア手順
 - f) セキュリティインシデント対応手順
 - g) アプリケーション更新手順

(4) セキュリティ要件

受託者は、「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」(別紙2)の要件を満たすこととし、特に以下の事項に留意すること。

① 個人情報の保護

- ・本業務で取得する個人情報は、国内のサーバで管理し、国外に移転しないこと。
- ・個人情報の取扱いに関して、プライバシーポリシーを作成し、アプリ内に明示すること。
- ・個人情報は必要最小限に留め、目的外利用を行わないこと。
- ・保存する個人情報は適切に暗号化すること。
- ・キャンペーン終了後、不要となった個人情報は確実に消去し、その証明を行うこと。

② セキュリティ対策

- ・アプリ及びバックエンドシステムに対して、リリース前に脆弱性診断を実施し、発見された脆弱性について対策を講じること。
- ・OWASP Mobile Top 10に挙げられるような一般的なモバイルアプリケーションの脆弱性が存在しないことを確認すること。
- ・サーバとの通信はHTTPS通信を用い、適切に暗号化すること。
- ・APIアクセスには適切な認証・認可の仕組みを実装すること。
- ・アプリ内のセンシティブな情報(認証情報等)は、端末内の安全な領域に保存すること。
- ・外部からの攻撃(DoS攻撃等)に対する対策を実施すること。
- ・定期的にセキュリティアップデートを適用すること。

③ アクセス制御

- ・管理者アカウントには強固なパスワードポリシーを適用し、多要素認証を実装すること。
- ・管理者権限は必要最小限の範囲で付与し、定期的に棚卸しを行うこと。
- ・アクセスログを取得し、不正アクセスの検知が可能な仕組みを構築すること。
- ・API呼び出しに対するレート制限を実装し、過剰なアクセスを制限すること。

④ インシデント対応

- ・セキュリティインシデントが発生した場合は、ただちに農林水産省に報告し、対応策を講じること。
- ・インシデント発生時の対応手順を事前に定め、農林水産省の承認を得ること。
- ・インシデント発生時の復旧手順を明確にし、訓練を実施すること。
- ・インシデント発生後の再発防止策を立案し、実施すること。

⑤ モニタリング

- ・不正アクセス等を検知するための仕組みを実装し、定期的に確認すること。
- ・アプリのダウンロード数、利用状況、スタンプ獲得状況等の統計情報を取得し、定期的に報告すること。
- ・セキュリティ監視の体制を構築し、異常を検知した場合は速やかに対応すること。
- ・ログは最低6か月間保存し、必要に応じて監査証拠として活用できるようにすること。

情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

I 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成 27 年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- 2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

II 応札者に関する情報の提供

- 1 応札者は、応札者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（〇〇国籍の者が△名（又は□％）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

- 2 応札者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）

（1）ISO/IEC27001 等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等

（2）プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等

（3）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書

III 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。

（1）本業務上知り得た情報（公知の情報を除く。）については、契約期間中はもとより契約終了後においても、第三者に開示し、又は本業務以外の目的で利用しないこと。

- (2) 本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
- (3) 本業務に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備すること。なお、本業務実施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とすること。
- (4) 本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報（複製を含む。以下同じ。）を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
- (5) 農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第 1 項第 2 号に基づく監査等を含む。以下同じ。）を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
- (6) 本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
- (7) 本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の收拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。

2 受託者は、委託期間を通じて以下の措置を講ずること。

- (1) 情報の適正な取扱いのため、取り扱う情報の格付等に応じ、以下に掲げる措置を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、実施が不十分の場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。

- ア 情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持
- イ 情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御
- ウ ログの取得・監視
- エ 情報を取り扱う機器等の物理的保護
- オ 情報を取り扱う要員への周知と統制
- カ セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
- キ 取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
- ク セキュリティ対策の検証・評価・見直し

- (2) 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
- (3) 本業務において情報セキュリティインシデントの発生、情報の目的外使用等を認知した場合、直ちに委託事業の一時中断等、必要な措置を含む対処を実施すること。
- (4) 私物（本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。）の機器等を本業務に用いないこと。

(5) 本業務において取り扱う情報が本業務上不要となった場合、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

3 受託者は、委託期間の終了に際して以下の措置を講ずること。

(1) 本業務の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことを書面等により報告すること。

(2) 成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果(確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等)を成果物等に記載又は添付すること。

(3) 本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

4 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。

IV 情報システムにおける情報セキュリティの確保

1 受託者は、本業務において情報システムに関する業務を行う場合には、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。

(1) 本業務の各工程において、農林水産省の意図しない情報システムに関する変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。)

(2) 本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど)を整備していること。

2 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。

(1) 情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能や監視のために必要な機能を本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。

ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。

イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。

(ア) 農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスやサ

- ービス不能攻撃を監視する機能
- (イ)不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能
- (ウ)端末等の農林水産省内ネットワークの末端に位置する機器及びサーバ装置において不正プログラムの挙動を監視する機能
- (エ)農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能
- (オ)端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能
- (カ)サーバ装置等の機器の動作を監視する機能
- (キ)ネットワークセグメント間の通信を監視する機能
- (2)開発する情報システムに関連する脆弱(ぜい)弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。
 - ア 既知の脆弱(ぜい)弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。
 - イ 開発時に情報システムに脆弱(ぜい)弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。
 - ウ セキュリティ侵害につながる脆弱(ぜい)弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。
 - エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。
- (3)開発する情報システムに意図しない不正なプログラム等が組み込まれないよう、以下を全て含む対策を本業務の成果物に明記すること。
 - ア 情報システムで利用する機器等を調達する場合は、意図しない不正なプログラム等が組み込まれていないことを確認すること。
 - イ アプリケーション・コンテンツの開発時に意図しない不正なプログラム等が混入されることを防ぐための対策を講ずること。
 - ウ 情報システムの構築を委託する場合は、委託先において農林水産省が意図しない変更が加えられないための管理体制を求めること。
- (4)要安定情報を取り扱う情報システムを構築する場合は、許容される停止時間を踏まえて、情報システムを構成する要素ごとに、以下を全て含むセキュリティ要件を定め、本業務の成果物に明記すること。
 - ア 端末、サーバ装置及び通信回線装置等の冗長化に関する要件
 - イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置並びに取り扱われる情報に関するバックアップの要件
 - ウ 情報システムを中断することのできる時間を含めた復旧に関する要件
- (5)開発する情報システムのネットワーク構成について、以下を全て含む要件を定め、本業務の成果物に明記すること。
 - ア インターネットやインターネットに接点を有する情報システム(クラウドサービスを含

む。)から分離することの要否の判断及びインターネットから分離とした場合に、分離を確実にするための要件

イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置上で利用するソフトウェアを実行するために必要な通信要件

ウ インターネット上のクラウドサービス等のサービスを利用する場合の通信経路全般のネットワーク構成に関する要件

エ 農林水産省外通信回線を経由して機器等に対してリモートメンテナンスすることの要否の判断とリモートメンテナンスすることとした場合の要件

3 受託者は、本業務において情報システムの構築を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

ア 主体認証機能

イ アクセス制御機能

ウ 権限管理機能

エ 識別コード・主体認証情報の付与管理

オ ログの取得・管理

カ 暗号化機能・電子署名機能

キ 暗号化・電子署名に係る管理

ク 監視機能

ケ ソフトウェアに関する脆弱(ぜい)弱性等対策

コ 不正プログラム対策

サ サービス不能攻撃対策

シ 標的型攻撃対策

ス 動的なアクセス制御

セ アプリケーション・コンテンツのセキュリティ

ソ 政府ドメイン名(gov.jp)の使用

タ 不正なウェブサイトへの誘導防止

チ 農林水産省外のアプリケーション・コンテンツの告知

(2) 監視機能及び監視のための復号・再暗号化

監視のために必要な機能について、2(1)イの各項目を例として必要な機能を設けること。

また、必要に応じ、監視のために暗号化された通信データの復号化や、復号されたデータの再暗号化のための機能を設けること。

(3) 情報セキュリティの観点に基づくソフトウェアの選定

情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう可能な限り最新版を選定し、利用するソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限に係る情報を農林水産省に提供すること。

ただし、サポート期限が公表されていないソフトウェアについては、情報システムのライフサイクルを踏まえ、ソフトウェアの発売等からの経過年数や後継となるソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。

(4) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

- ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムとの分離
- イ 試験項目及び試験方法の決定並びにこれに基づいた試験の実施
- ウ 試験の実施記録の作成・保存

(5) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

- ア 変更管理、アクセス制御、バックアップの取得等、ソースコードの不正な変更・消去を防止するための管理
- イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針の適切な実施
- ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するための設計レビュー及びソースコードレビューの範囲及び方法の決定並びにこれに基づいたレビューの実施
- エ オフショア開発を実施する場合の試験データに実データを使用することの禁止

(6) 政府共通利用型システムの利用における情報セキュリティ対策

ガバメントソリューションサービス(GSS)等、政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを構築する場合は、政府共通利用型システム管理機関が定める運用管理規程等に基づき、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させることがないように、適切なセキュリティ要件を実装すること。

4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。

- ア 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
- イ 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
- ウ 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
- エ 運用中の情報システムに脆弱(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
- オ 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
- カ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定:2024年5月31日)の「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容」に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情報資産管理標準シートの提出
- キ アプリケーション・コンテンツの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポートを継続しているバージョンでの動作検証及び当該バージョン

ョンで正常に動作させるためのアプリケーション・コンテンツ等の修正

(2) 情報システムの運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。

ア 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備

イ 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施

ウ 情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の対処方法の確立

(3) 情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を全て含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。

ア 監視するイベントの種類や重要度

イ 監視体制

ウ 監視状況の報告手順や重要度に応じた報告手段

エ 情報セキュリティインシデントの可能性がある事象を認知した場合の報告手順

オ 監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)

(4) 情報システムで不要となった識別コードや過剰なアクセス権限等の付与がないか定期的に見直しを行うこと。

(5) 情報システムにおいて定期的に脆弱(ぜい)弱性対策の状況を確認すること。

(6) 情報システムに脆弱(ぜい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆弱(ぜい)弱性の対策を行うこと。

(7) 要安定情報を取り扱う情報システムについて、以下の内容を全て含む運用を行うこと。

ア 情報システムの各構成要素及び取り扱われる情報に関する適切なバックアップの取得及びバックアップ要件の確認による見直し

イ 情報システムの構成や設定の変更等が行われた際及び少なくとも年1回の頻度で定期的に、情報システムが停止した際の復旧手順の確認による見直し

(8) ガバメントソリューションサービス(GSS)等、本業務の調達範囲外の政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを運用する場合は、政府共通利用型システム管理機関との責任分界に応じた運用管理体制の下、政府共通利用型システム管理機関が定める運用管理規程等に従い、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。

(9) 不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理し、運用・保守によって機器の構成や設定情報等に変更があった場合は、情報セキュリティ対策が適切であるか確認し、必要に応じて見直すこと。

5 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。

(1) 情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策

(2) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

V 情報システムの一部の機能を提供するサービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、要機密情報を取り扱う情報システムの一部の機能を提供するサービス(クラウドサービスを除くものとし、以下「業務委託サービス」という。)に関する業務を実施する場合は、業務委託サービス毎に以下の措置を講ずること。

- 1 業務委託サービスの中断時や終了時に円滑に業務を移行できるよう、取り扱う情報の可用性に応じ、以下を例としたセキュリティ対策を実施すること。

(1) 業務委託サービス中断時の復旧要件

(2) 業務委託サービス終了または変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法

- 2 業務委託サービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターが設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。
- 3 業務委託サービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
- 4 ペネトレーションテストや脆弱(ぜい)弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
- 5 業務委託サービスの利用を通じて農林水産省が取り扱う情報について、目的外利用を禁止すること。
- 6 業務委託サービスの提供に当たり、業務委託サービスの提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること)。
- 7 業務委託サービスの提供者の資本関係、役員等の情報、業務委託サービスの提供が行われる施設等の場所、業務委託サービス提供に従事する者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
- 8 業務委託サービスの提供者の情報セキュリティ水準を証明する、Ⅱの2で掲げる証明書等または同等以上の国際規格等の証明書の写しを提出すること。
- 9 情報セキュリティインシデントへの対処方法を確立していること。
- 10 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を確認できること。
- 11 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を確立していること。
- 12 業務委託サービスの提供者との情報の受渡し方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について業務委託サービスの提供者と合意し、定められた手順により情報を取り扱うこと。

VI クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、本業務において、クラウドサービス上で要機密情報を取り扱う場合は、当該クラウドサービスごとに以下の措置を講ずること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Xの措置を講ずること。

1 サービス条件

- (1) クラウドサービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターについて、設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。
- (2) クラウドサービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
- (3) クラウドサービス終了時に情報を確実に抹消することが可能であること。
- (4) 本業務において要求されるサービス品質を満たすクラウドサービスであること。
- (5) クラウドサービス提供者の資本関係、役員等の情報、クラウドサービス提供に従事する者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)のうち農林水産省の情報又は農林水産省が利用するクラウドサービスの環境に影響を及ぼす可能性のある者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
- (6) ペネトレーションテストや脆弱(ぜい)弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
- (7) 原則として、ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリスト(以下「ISMAP クラウドサービスリスト等」という。)に登録されているクラウドサービスであること。
- (8) ISMAP クラウドサービスリスト等に登録されていないクラウドサービスの場合は、ISMAP の管理基準に従い、ガバナンス基準及びマネジメント基準における全ての基準、管理策基準における統制目標(3桁の番号で表現される項目)及び末尾にBが付された詳細管理策(4桁の番号で表現される項目)を原則として全て満たしていることを証明する資料を提出し、農林水産省の承認を得ること。

2 クラウドサービスのセキュリティ要件

- (1) クラウドサービスについて、以下の要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能が農林水産省の要求事項を満たすこと。
 - イ クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対してアクセス制御できること。
 - ウ クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える操作が特定されていること。
 - エ クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化が行われていること。
 - オ クラウドサービス上に他ベンダが提供するソフトウェア等を導入する場合、ソフトウェアのクラウドサービス上におけるライセンス規定に違反していないこと。
 - カ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合、その機能を確認していること。

- キ 暗号鍵管理機能をクラウドサービス提供者が提供する場合、鍵管理手順、鍵の種類
の情報及び鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける情報をクラウドサー
ビス提供者から入手し、またリスク評価を実施していること。
 - ク 利用するクラウドサービスのネットワーク基盤が他のネットワークと分離されていること。
 - ケ クラウドサービス提供者が提供するバックアップ機能を利用する場合、農林水産省の
要求事項を満たすこと。
- (2)クラウドサービスで利用するアカウント管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満た
していること。
- ア クラウドサービス提供者が付与し、又はクラウドサービス利用者が登録する識別コー
ドの作成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける管理
 - イ クラウドサービスを利用する情報システムの管理者権限を保有するクラウドサービス
利用者に対する、強固な認証技術による認証
 - ウ クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能について、農林水産省
の要求事項を満たすための措置の実施
- (3)クラウドサービスで利用するアクセス制御に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たし
ていること。
- ア クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対する適切なアクセ
ス制御
 - イ インターネット等の農林水産省外通信回線から農林水産省内通信回線を経由せずに
クラウドサービス上に構築した情報システムにログインすることを認める場合の適切な
セキュリティ対策
- (4)クラウドサービスで利用する権限管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしてい
ること。
- ア クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える誤操作の抑制
 - イ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合
の利用者の制限
- (5)クラウドサービスで利用するログの管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たして
いること。
- ア クラウドサービスが正しく利用されていることの検証及び不正侵入、不正操作等がな
されていないことの検証を行うために必要なログの管理
- (6)クラウドサービスで利用する暗号化に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしてい
ること。
- ア クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化の適切な実施
 - イ 情報システムで利用する暗号化方式の遵守度合いに係る法令や農林水産省訓令等
の関連する規則の確認
 - ウ 暗号化に用いる鍵の保管場所等の管理に関する要件

- エ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関する生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理
- (7) クラウドサービスを利用する際の設計・設定時の誤り防止に関して、以下のセキュリティ要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービス上で構成される仮想マシンに対する適切なセキュリティ対策
 - イ クラウドサービス提供者へのセキュリティを保つための開発手順等の情報の要求とその活用
 - ウ クラウドサービス提供者への設計、設定、構築等における知見等の情報の要求とその活用
 - エ クラウドサービスの設定の誤りを見いだすための対策
- (8) クラウドサービス運用時の監視等に関して、以下の運用管理機能要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービス上に構成された情報システムのネットワーク設計におけるセキュリティ要件の異なるネットワーク間の通信の監視
 - イ 利用するクラウドサービス上の情報システムが利用するデータ容量や稼働性能についての監視と将来の予測
 - ウ クラウドサービス内における時刻同期の方法
 - エ 利用するクラウドサービスの不正利用の監視
- (9) クラウドサービス上で要安定情報を取り扱う場合は、その可用性を考慮した設計となっていること。
- (10) クラウドサービスにおいて、不測の事態に対してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施を含む、情報セキュリティインシデントが発生した際の復旧に関する対策要件が策定されていること。
- 3 クラウドサービスを利用した情報システム

クラウドサービスを利用した情報システムについて、以下の措置を講ずること。

 - (1) 導入・構築時の対策
 - ア クラウドサービスで利用するサービスごとの情報セキュリティ水準の維持に関する手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。
 - (ア) クラウドサービス利用のための責任分界点を意識した利用手順
 - (イ) クラウドサービス利用者が行う可能性がある重要操作の手順
 - イ 情報システムの運用・監視中に発生したクラウドサービスの利用に係る情報セキュリティインシデントを認知した際の対処手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。
 - (ア) クラウドサービス提供者との責任分界点を意識した責任範囲の整理
 - (イ) クラウドサービスのサービスごとの情報セキュリティインシデント対処に関する事項
 - (ウ) クラウドサービスに係る情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制
 - ウ クラウドサービスが停止し、又は利用できなくなった際の復旧手順を実施手順として整

備すること。なお、要安定情報を取り扱う場合は十分な可用性を担保した手順とすること。

(2) 運用・保守時の対策

ア クラウドサービスの利用に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア) クラウドサービス提供者に対する定期的なサービスの提供状態の確認

(イ) クラウドサービス上で利用するIT資産の適切な管理

イ クラウドサービスで利用するアカウントの管理、アクセス制御、管理権限に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア) 管理者権限をクラウドサービス利用者へ割り当てる場合のアクセス管理と操作の確実な記録

(イ) クラウドサービス利用者に割り当てたアクセス権限に対する定期的な確認による見直し

ウ クラウドサービスで利用する機能に対する脆弱(ぜい)弱性対策を実施すること。

エ クラウドサービスを運用する際の設定変更に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア) クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合の利用者の制限

(イ) クラウドサービスの設定を変更する場合の設定の誤りを防止するための対策

(ウ) クラウドサービス利用者が行う可能性のある重要操作に対する監督者の指導の下での実施

オ クラウドサービスを運用する際の監視に関して、以下の内容を全て含む対策を実施すること。

(ア) クラウドサービスの不正利用の監視

(イ) クラウドサービスで利用しているデータ容量、性能等の監視

カ クラウドサービスを運用する際の可用性に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア) 不測の事態に際してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施

(イ) 要安定情報をクラウドサービスで取り扱う場合の十分な可用性の担保、復旧に係る定期的な訓練の実施

(ウ) クラウドサービス提供者からの仕様内容の変更通知に関する内容確認と復旧手順の確認

キ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関して、暗号鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理の実施を含む情報セキュリティ対策の実施

(3) 更改・廃棄時の対策

ア クラウドサービスの利用終了に際して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策

を実施すること。

- (ア)クラウドサービスで取り扱った情報の廃棄
- (イ)暗号化消去が行えない場合の基盤となる物理機器の廃棄
- (ウ)作成されたクラウドサービス利用者アカウントの削除
- (エ)利用したクラウドサービスにおける管理者アカウントの削除又は返却
- (オ)クラウドサービス利用者アカウント以外の特殊なアカウントの削除と関連情報の廃棄

VII Web システム／Web アプリケーションに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、Web システム／Web アプリケーションを開発、利用または運用等を行う場合、別紙「Web システム／Web アプリケーションセキュリティ要件書 Ver.4.0」の各項目について、対応可、対応不可あるいは対象外等の対応方針を記載した資料を提出すること。

VIII 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等（以下「機器等」という。）を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講ずること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。
- 4 利用マニュアル・ガイダンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆（ぜい）弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
 - (1) 調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況（セキュリティ要件に係る試験

の実施手順及び結果)

- (2) 機器等に不正プログラムが混入していないこと(最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等)

IX 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約(クラウドサービスを含む。以下同じ。)に関して訴訟の必要が生じた場合の専属的な合意管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

X 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者へ委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1及びⅣの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとする。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

XI 資料等の提出

上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅳの1、Ⅴの6、Ⅴの7、Ⅴの8、Ⅵの1(5)、Ⅵの1(6)、Ⅵの1(8)、Ⅶの1及びⅦの6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあっては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従って提出し、総合評価落札方式にあっては提案書等の総合評価のための書類に添付して提出すること。

XII 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ及びⅩに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	☐	☐
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐

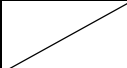
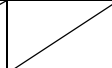
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	☐	☐
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	☐	☐
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

カ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 一民間事業者・自治体等編一」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐

・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）